

大阪広域水道企業団告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、大阪広域水道企業団の業務に係る公金の収納の事務の一部を令和3年4月1日付けで次のとおり委託した。

令和3年4月1日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

- 1 委託事務
 派出所等における収納の事務
- 2 受託者の名称等

委託事務の範囲	受託者	受託者の所在地	派出所等の名称	派出所等の所在地
藤井寺水道事業における水道料金等収納事務及び藤井寺市から大阪広域水道企業団が受託した下水道使用料収納事務	藤井寺市	大阪府藤井寺市岡一丁目1番1号	藤井寺市支所収納窓口	大阪府藤井寺市沢田三丁目6番36号